

(様式 1－3)

福島県（双葉町・浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 27 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	復興祈念公園調査事業	事業番号	◆(1)-12-1-1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	直接	
総交付対象事業費		60,000（千円）	全体事業費	60,000（千円）	

帰還環境整備に関する目標

福島県における復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的とし、国と連携して整備することとしている。

復興祈念公園については、國の方針により、岩手県、宮城県、福島県にそれぞれ一箇所ずつ整備することとなっており、県の設置する復興祈念公園の中に、國が中核施設となる丘や広場等を設置することとしている。

福島県の復興祈念候補地として決定した「双葉・浪江両町にまたがるエリア」は、甚大な津波被害に加え、原子力災害に伴う避難指示を受けて避難を余儀なくされているなど東日本大震災による甚大な被害を受けた地域であり、本箇所において復興祈念公園を早期に整備することで、震災から復興を成し遂げる姿を避難者等へ発信し、併せて地域コミュニティの修復・構築につながる空間を形成することにより、避難住民の帰還を促進し、地域の再生を加速化させることを目標とするものである。

事業概要

福島県における復興祈念公園について、平成 27 年 4 月 27 日に公園候補地を「双葉・浪江両町にまたがるエリア（中野・両竹地区）」に決定したところである。

復興祈念公園の早期整備に向け、復興祈念公園候補地内における土地等の権利者を調査することにより、多数共有地や多数相続地などの用地取得困難箇所を把握し、公園整備地を検討する際の基礎資料とするものである。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

◆福島県復興計画(第 2 次)別冊、平成 27 年 4 月、福島県 p98

11 津波被災地等復興まちづくりプロジェクト、⑤都市防災機能の整備や地域活性化の仕掛けづくりなど地震・津波被害の地域における持続可能なまちづくり・地域づくり、「4 メモリアル公園整備事業」

◆双葉町復興まちづくり長期ビジョン、平成 27 年 3 月、双葉町 p41～p44

土地利用の方向性及び考え方：双葉町の復興の「さきがけ」としての両竹・浜野地区の再生 → 復興祈念公園

◆浪江町復興まちづくり計画、平成 26 年 3 月、浪江町 p32

Ⅲ復興まちづくり計画(10)津波被災地の復興：津波被災地の土地利用構想図中に「災害祈念公園」の記載

当面の事業概要

<平成 27 年度>	復興祈念公園のあり方検討調査	C=30 百万円【第 9 回申請】
	復興祈念公園権利者調査	C=30 百万円【今回申請】

地域の帰還環境整備との関係

復興祈念公園を早期に整備し、震災から復興を成し遂げる姿を避難者等へ発信し、併せて地域コミュニティの修復・構築につながる空間を形成することにより、避難住民の帰還を促進し、地域の再生を加速化させる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1) -12-1 都市公園事業
事業名	復興祈念公園整備事業
交付団体	福島県

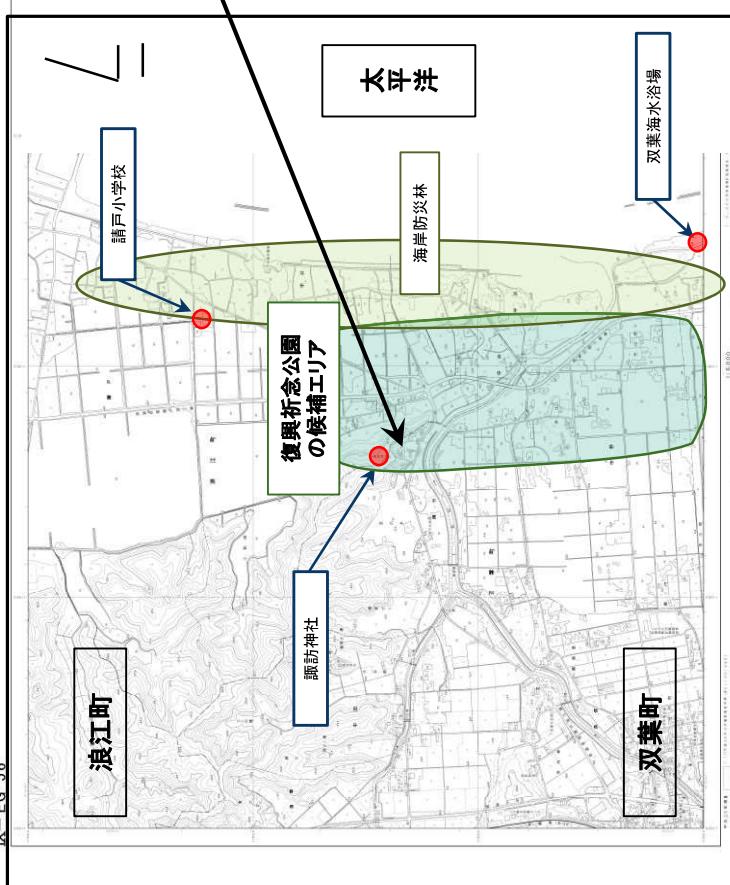
基幹事業との関連性

復興祈念公園整備地を検討するため、公園候補地権利者調査を実施するものである。

◇復興祈念公園調査事業

福島県復興祈念公園の候補エリア

IX-EG 56



福島第一原発及び両町の津波被災地。
太平洋を一望できる高台
(津波・原発災害から町が復興していく
過程を見渡すことができる)



※諏訪神社は、津波からの避難場所と
して機能した経緯がある

